

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

平成18年2月

この印刷物は環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満足する古紙パルプ配合率100%、白色度70%程度以下の非塗工印刷用紙を使用しています（古紙は、新聞古紙等の市中回収用紙を100%原料として使用）。

目 次

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向	1
2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項	3
3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項	5
別 記	7
1. 定義	7
2. 紙類	7
3. 文具類	11
4. 機器類	18
5. O A 機器	20
5 - 1 コピー機等	20
5 - 2 プリンタ等	25
5 - 3 ファクシミリ	28
5 - 4 スキャナ	29
5 - 5 磁気ディスク装置	30
5 - 6 ディスプレイ	32
5 - 7 シュレッダー	34
5 - 8 デジタル印刷機	36
5 - 9 記録用メディア	38
5 - 10 電池	39
6. 家電製品	40
6 - 1 電気冷蔵庫等	40
6 - 2 電気便座	41
7. エアコンディショナー等	42
7 - 1 エアコンディショナー	42
7 - 2 ガスヒートポンプ式冷暖房機	45
7 - 3 ストーブ	46
8. 温水器等	48
8 - 1 電気給湯器	48
8 - 2 ガス温水機器	49
8 - 3 石油温水機器	51
8 - 4 ガス調理機器	53
9. 照明	55
9 - 1 蛍光灯照明器具	55
9 - 2 ランプ	57
10. 自動車等	58
10 - 1 自動車	58
10 - 2 I T S 対応車載器	63
10 - 3 タイヤ	64
10 - 4 エンジン油	65
11. 消火器	66
12. 制服・作業服	67
13. インテリア・寝装寝具	68
13 - 1 カーテン	68
13 - 2 カーペット	69
13 - 3 毛布等	70
13 - 4 ベッド	71
14. 作業手袋	74

15. その他繊維製品	75
15 - 1 テント・シート類	75
15 - 2 防球ネット	76
16. 設備	77
17. 公共工事	78
18. 役務	98
18 - 1 省エネルギー診断	98
18 - 2 印刷	99
18 - 3 食堂	101
18 - 4 自動車専用タイヤ更生	102
18 - 5 自動車整備	103
18 - 6 庁舎管理等	104

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 2 項の法人を定める政令（平成 12 年政令第 556 号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1．国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 24 条〔環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進〕及び循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 19 条〔再生品の使

用の促進]の趣旨に則るものである。

また、昨今の地球温暖化対策の重要性にかんがみ、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)の確実な実施に資するため、国等は環境物品等を率先的に調達する必要がある。

(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関(以下「各機関」という。)は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が必要となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染・水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定(特に同協定第6条技術仕様の規定)との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

2．特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア．判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ．判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

- (2) 各特定調達品目及びその判断の基準等
別記のとおり。

- (3) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針で特定調達品目として取り上げたものは少数にとどまるが、特定調達物品等を用いて提供される役務なども環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関においては、これら環境負荷の低減に資する役務についても積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

3. その他環境物品等の調達に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者(各省庁等にあつては局長(官房長)相当職以上の者)とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

(2) 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関のすべての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

(3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

(4) 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者をはじめとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、既存の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する物品等を調達することが有効である。また、国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。

別 記

1 . 定 義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」:	本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。
「配慮事項」:	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項

2 . 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
フォーム用紙	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

<p>インクジェットカラープリンター用塗工紙</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
<p>ジアゾ感光紙</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

備考) 紙の材料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

【印刷用紙】

<p>印刷用紙 (カラー用紙を除く)</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
<p>印刷用紙(カラー用紙)</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

備考) 紙の材料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

【衛生用紙】

トイレット ペーパー	【判断の基準】 古紙パルプ配合率100%であること。
ティッシュ ペーパー	【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されていること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 金属を除く主要材料が木質の場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>注） 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。</p>
シャープペンシル	<p>【配慮事項】 残芯が可能な限り少ないこと。</p>
シャープペンシル替芯	〔判断の基準は容器に適用〕
ボールペン	<p>【配慮事項】 芯が交換できること。</p>
マーキングペン	<p>【配慮事項】 消耗品が交換又は補充できること。</p>
鉛筆	
スタンプ台	

朱肉	【配慮事項】 インク又は液が補充できること。
印章セット	【配慮事項】 液が補充できること。
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕
ステーブラー	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステーブラー針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	
事務用修正具（テープ）	【配慮事項】 消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	〔判断の基準は容器に適用〕
クラフトテープ	【判断の基準】 テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 【配慮事項】 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
粘着テープ（布粘着）	【判断の基準】 テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであ

	<p>ること。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
製本テープ	〔判断の基準はテープ基材に適用〕
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	<p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	〔判断の基準は容器に適用〕
鉛筆削(手動)	<p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
OAクリーナー(ウェットタイプ)	〔判断の基準は容器に適用〕
OAクリーナー(液タイプ)	<p>【配慮事項】 内容物が補充できること。</p>
ダストブロワー	<p>【判断の基準】 オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数150以上の物質が含まれていないこと。</p>
レターケース	
メディアケース(FD・CD・MO用)	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 文具類共通の判断の基準を満たすこと。 厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 植物を原料とするプラスチックが使用されていること。</p>
マウスパッド	
OAフィルター(枠あり)	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されてい</p>

	ること。
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	
カッティングマット	【配慮事項】 マットの両面が使用できること。
デスクマット	
OHPフィルム	【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 インクジェット用のものにあつては、上記要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックが使用されていること。
絵筆	
絵の具	〔判断の基準は容器に適用〕
墨汁	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（液状） （補充用を含む。）	〔判断の基準は容器に適用〕
のり（澱粉のり） （補充用を含む。）	【配慮事項】 内容物が補充できること。
のり（固形）	〔判断の基準は容器・ケースに適用〕
のり（テープ）	【配慮事項】 消耗品が交換できること。
ファイル	【判断の基準】 金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあつては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。それ以外の場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 文具類共通の判断の基準を満たすこと。 クリアホルダーにあつては、上記要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

<p>バインダー</p>	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
<p>ファイリング用品</p>	
<p>アルバム</p>	
<p>つづりひも</p>	
<p>カードケース</p>	
<p>事務用封筒（紙製）</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
<p>窓付き封筒（紙製）</p>	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原料とするプラスチックが使用されていること。</p>

	<p>【配慮事項】 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
けい紙	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 塗工されているものについては塗工量が両面で30 g / m²以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。</p> <p>【配慮事項】 バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
起案用紙	
ノート	
タックラベル	<p>【配慮事項】 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
インデックス	
パンチラベル	
付箋紙	
付箋フィルム	<p>【配慮事項】 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。</p>
黒板拭き	
ホワイトボード用レーザー	
額縁	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ	

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステーブラー」には、針を用いない方式のものを含む。

- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、

- 用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
 - 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
 - 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
 - 6 「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成 11 年政令第 143 号)第 4 条に定められた係数とする。
 - 7 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
 - 8 市場において文具類に係る判断の基準を満たす製品が増加していることにかんがみ、また、更なる環境負荷低減を図るため、プラスチックを主材料とする品目のうち製品の全体重量に占めるプラスチック重量の割合が高い品目及び紙を主材料とする品目の判断の基準については、次年度に検討の上、可能な品目から見直しを行うこととする。
 - 9 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

4. 機器類

(1) 品目及び判断の基準等

<p>いす</p> <p>机</p> <p>棚</p> <p>収納用什器（棚以外）</p> <p>ロ - パ - ティション</p> <p>コートハンガー</p> <p>傘立て</p> <p>掲示板</p> <p>黒板</p> <p>ホワイトボード</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>木質の場合にあっては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）であって、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されていること。また、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>金属を除く主要材料が木質の場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

3 放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満たしたもの。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

4 機器類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

5 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

5 . O A 機器

5 - 1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>< 共通事項 > 古紙パルプ配合率 100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>< 個別事項 > コピー機 ア . コピー機 (毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。) にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと (表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。) イ . 大判コピー機 (カラーコピー機能を有するものを除く。) にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>複合機 ア . 複合機 (大判複合機を除く。) にあつては、表 4 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ . 大判複合機にあつては、表 5 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機 ア . 拡張性のあるデジタルコピー機 (拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。) のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表 6 に示された区分ごとの基準、それ以外のもの (毎分 86 枚以上の複写が可能なものを除く。) にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと (表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。) イ . 拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 7 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>トナーカートリッジ方式の場合、使用済トナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--	---

	<p>特定化学物質についての使用が制限されたコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下、「コピー機等」という。）であること又はリユースに配慮したコピー機等であること。ただし、リユースに配慮したコピー機等については特定化学物質についての使用制限は適用しないこととし、表 1 から 7 までの基準（平成17年度基準）を満たすものであること。</p>
--	--

- 備考) 1 表 1 中「 」を記した区分のものは、本項の判断の基準の対象とする「コピー機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」に含まれないものとする。
- 2 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2 サイズ又は 17" × 22" サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 4 特定化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテル（デカブロモジフェニルエーテルを除く。）をいう。
- 5 特定化学物質の使用については、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。
- 6 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、「部品リユース型機」又は「再生型機」を指す。
- 1) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保證できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
- 2) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
- 7 配慮事項の については、次年度に、判断基準への格上げを検討する。
- 8 今後、トナーカートリッジ（インクジェット用インクカートリッジを含む。）の特定調達品目への追加の適否を検討することとする。

表1 コピー機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係る基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM：1分 当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面 コピー機能
	A4機	B4機	A3機	A3Y機	
0<CPM 10	11				推奨
10<CPM 20	17		55		
20<CPM 30			99		必須
30<CPM 40			125		
40<CPM 50			176		
50<CPM 60			205		
60<CPM 70			257		
70<CPM 80			286		
80<CPM 85			369	483	

- 備考) 1 「A4機」、「B4機」、「A3機」及び「A3Y機」とは、それぞれA4版の短辺、B4版の短辺、A3版の短辺及びA3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とは、A4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数をいう。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表2について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表2について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表2について同じ。
- 6 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく通商産業省告示第193号（平成11年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準（表1「 」印部分）

コピー速度 (CPM：1分当たりのコ ピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピ ー機能
0<CPM 20	-	-	-	5W	30分	推奨
20<CPM 44	3.85×CPM+5W	15分	30秒	15W	60分	必須
44<CPM	3.85×CPM+5W	15分	30秒 (推奨)	20W	90分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3について同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズ用の紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズ用の紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- A2サイズ用の紙は、コピー枚数を4倍すること。
- A1サイズ用の紙は、コピー枚数を8倍すること。
- A0サイズ用の紙は、コピー枚数を16倍すること。

2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現

される低電力状態をいう。以下表3から7について同じ。

- 3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表3、6及び7について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。以下表3から7について同じ。
- 5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3、6及び7について同じ。

表3 大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1分当たりのコピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0 < CPM 40	-	-	-	10W	30分
40 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分

表4 複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	スリープモード消費電力	スリープモードへの移行時間	両面コピー機能
0 < IPM 10	-	-	25W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	70W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒	80W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	95W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	120分	必須

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度における1分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)をいう。以下表5から7について同じ。

両面の画像出力については出力枚数を2枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものとする。

一画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズの使用紙に、各辺からの余白を1インチ(2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。

- 2 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5について同じ。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表6について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表6について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表6について同じ。
- 6 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5について同じ。

7 低電力モードへの移行時間は出荷時に 15 分以下にセットする。以下表 5 から 7 について同じ。

表 5 大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの出力 枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
0 < IPM 40	-	-	70W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	90分

表 6 拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM : 1分当たりの出力 枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	5W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	5W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒	15W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	120分	必須

表 7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(IPM : 1分 当たりの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
0 < IPM 40	-	-	65W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 45\text{W}$	-	100W	90分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 2 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>プリンタ</p> <p>プリンタ/ファクシミリ兼用機</p>	<p>【判断の基準】 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。ただし から までを除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 カラープリンタ（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 A3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 大判プリンタにあつては、表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済みのインク又はトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-----------------------------------	---

- 備考) 1 「大判プリンタ」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙に対応するものをいう。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 **【判断の基準】** ~ において2000年10月31日までにその出荷が開始された製品については、表5に示された基準を満たすこと。
- 4 今後、トナーカートリッジ（インクジェット用インクカートリッジを含む。）の特定調達品目への追加の適否を検討することとする。

表1 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM : 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM 20	15分	20W
20 < PPM 30	30分	30W
30 < PPM 44	60分	40W
44 < PPM	60分	75W

備考) 1 「印刷速度」とは、1分当たりの印刷枚数(PPM)をいう。以下表2、4及び5について同じ。

大判プリンタを除くプリンタについては、A4サイズ用の紙における印刷速度とする。また、大判プリンタについては、当該機器の最大サイズの1分当たりの印刷枚数を次のようにA4サイズの用紙の印刷枚数に換算して印刷速度を算定する。

- A2サイズの用紙は、印刷枚数を4倍すること。
- A1サイズの用紙は、印刷枚数を8倍すること。
- A0サイズの用紙は、印刷枚数を16倍すること。

- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下、表2から5についても同じ。
- 3 「応答指令」とは、ユーザーによる外部入力等で製品を低電力モード移行前と同一の状態に戻す指令をいう。ただし、ネットワークのポーリング指令は含まない。以下表2から5について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成13年3月30日平成13・03・23資第5号)別表第2による。以下表2から5について同じ。
- 5 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。以下表2から5について同じ。
- 6 ネットワーク上で使用できる機能が含まれる場合は、ネットワークに接続された状態で、表の基準に適合していなければならない。また、ネットワーク上で低電力モードになっても、製品に対する応答指令に答える機能が保持されていなければならない。以下表2から5について同じ。
- 7 20PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001年10月31日までにその出荷が開始された製品については、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、モノクロ熱転写方式並びにインクジェット方式を含むものとする。

表2 カラープリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM : 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 20	60分	45W
20 < PPM	60分	70W

備考) 10PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001年10月31日までにその出荷が開始された製品については、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、カラー電子写真方式、カラー熱転写方式を含むものとする。ただし、カラーインクジェット方式は除くものとする。

表3 A3サイズ用紙に対応するインパクト式プリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
30分	28W

備考) 2001年10月31日までにその出荷が開始された製品については、低電力モードの消費電力の基準値に2Wを加えることができるものとする。

表4 大判プリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM:1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 40	30分	65W
40 < PPM	90分	100W

表5 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る低電力モードへの移行時間等の基準【2000年10月31日以前】

印刷速度 (PPM:1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 7	15分	15W
7 < PPM 14	30分	30W
14 < PPM, 及びハイエンドカラープリンタ	60分	45W

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 3 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済トナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	--

備考) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ファクシミリに係る低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM:1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM	5分	15W

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。
- 3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 4 スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	<p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------	---

備考) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表 スキャナに係る移行時間等の基準

移行時間	低電力モード消費電力
15分	12W

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。
- 3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 5 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出された値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

記憶容量が1ギガバイト以下のもの

ディスクの直径が40mm以下のもの

最大データ転送速度が1秒につき3,200メガバイトを越えるもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 29.3)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 29.5)$
	ディスクサイズが40mm超75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 27.2)$
	ディスクサイズが40mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 28.8)$
	ディスクサイズが40mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 28.8)$
サブシステム	データ転送速度が毎秒160メガバイト超のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 19.7)$
	データ転送速度が毎秒160メガバイト以下のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N) - 19.7)$

- 備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中の N は、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。
- 2 \ln は底を e とする対数を表す。
- 3 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 195 号(平成 11 年 3 月 31 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 6 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	<p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることに。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できる製品であること。</p>
--------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。
- 4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 ディスプレイに係るオンモード消費電力等の基準

オンモード（稼働時）消費電力	移行時間	スリープモード消費電力	オフモード消費電力
23W（1メガピクセル未満） 28XW（1メガピクセル以上）	30分	2W	1W

- 備考) 1 「X」はメガピクセル（総画素）数であり、式で得られる消費電力は最も近い整数に切り上げるものとする。
- 2 「オンモード（稼働時）消費電力」とは、製品が電源に接続されて画像を生成する状態をいう。
- 3 「スリープモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態であり、ユーザーまたはコンピュータからの指令によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 4 「オフモード」とは、製品が電源に接続された場合に、画像を表示せず、ユーザーまた

はコンピュータからの直接信号によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。

- 5 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則の一部を改正する細則別表第2による。
- 6 ディスプレイの消費電力が常に表に掲げるスリープモード及びオフモードの消費電力以下に維持される場合も基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後、スリープモードを経ず、直接オフモードに移行してもよい。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 7 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	<p>【判断の基準】 待機電力(ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力)が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。</p>
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

裁断モーターの出力が 500W 以上のもの

裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 3 「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。
- 4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

表 シュレッダーに係る待機電力の基準

区分		待機電力(低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力)
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W未満	有/無	< 2.5W
100W以上500W未満	有	< 3.0W
	無	< 2.0W

備考) 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。

2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 8 デジタル印刷機

(1) 品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 低電力モード(一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。)及びオートシャットオフモード(一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。)への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。</p>
---------	--

- 備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A3 対応機		B4 対応機, A4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

- 備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。
- 2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。
- 3 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。
A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの
B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A：機械立ち上げ時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- ・ 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、 の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、 の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- ・ 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- ・ A の測定終了後 1 版目を製版し、 の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、 の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

1 版当たりの印刷枚数	200 枚 / 版
1 時間の製版枚数	2 版 / 時
1 時間の印刷枚数	400 枚 / 時
印刷速度	工場出荷時に設定された電源投入時の速度
テストチャート	A4、画像面積比率 4 ~ 7%
標準印刷用紙	64g/m ² の上質紙
測定時の環境条件	温度：21 ± 3 / 湿度：65 ± 10%
	測定前に 12 時間以上放置

プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモードまたは低電力モードへの移行を認める。

低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

(2) 目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 9 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 再生プラスチックがプラスチック重量の 30%以上使用されていること。 厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること。 植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 紙製にあっては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM とする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

5 - 10 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最低平均持続時間を下回らないこと。 小形充電式電池（二次電池）であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、日本工業規格 C8500 の表 2 に規定する形状及び寸法を表す記号のうち「固有の記号」R20（単 1 形）、R14（単 2 形）、R6（単 3 形）又は R03（単 4 形）とする。

2 「最低平均持続時間」は、日本工業規格 C8501 又は C8511 に規定する方法に準拠して測定するものとする。

表 一次電池に係る最低平均持続時間

固有の記号	形状の通称 (参考)	負荷抵抗 ()	最低平均持続時間	
			初 度	12か月貯蔵後及び 使用推奨期間内
R20	単 1 形	2.2	810分	725分
		3.9	25時間	22時間
		10	81時間	72時間
		2.2	15時間	13時間
		1.5	450分	405分
R14	単 2 形	3.9	770分	690分
		6.8	23時間	20時間
		20	77時間	69時間
		3.9	12時間	10時間
R6	単 3 形	43	60時間	54時間
		3.9	4.0時間	3.6時間
		10	11.5時間	10.0時間
		1000mA(放電電流)	200回	180回
		24	31時間	27時間
R03	単 4 形	5.1	130分	115分
		24	14.5時間	13.0時間
		10	5.0時間	4.5時間
		75	44時間	39時間
		600mA(放電電流)	140回	125回

(2) 目標の立て方

当該年度の電池（単 1 形から単 4 形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

6. 家電製品

6 - 1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	<p>【判断の基準】 冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できる製品であること。</p>
---------------------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

熱電素子を使用するもの

業務の用に供するために製造されたもの

吸収式のもの

電気冷凍庫のうち横置き型のもの

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 3 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)に定める方法によること。なお、配慮事項の については、電気冷凍庫には適用しない。
- 4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及電気冷凍冷蔵庫の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6 - 2 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出された値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

他の給湯設備から温水の供給を受けるもの

温水洗浄装置のみのも

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区 分	基準エネルギー消費効率又はその算定式
暖房便座	162
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有しないもの	189
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するもの	$P = 38.3 \times L + 243$

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。

3 P及びLは、次の数値を表すものとする。

P：基準エネルギー消費効率(単位：kWh/年)

L：貯湯量(貯湯タンクのヒーターから上部の容積とし、当該容積は、ヒーターの位置を上にして水平になるように貯湯タンクを設置し、ヒーターの上面まで水を入れ、その水量を測定した数値とする。)(単位：L)

4 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第436号(平成14年12月27日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7. エアコンディショナー等

7-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	<p>【判断の基準】 冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表1に示された区分ごとの基準冷暖房平均エネルギー消費効率を下回らないこと。 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表2に示された区分ごとの基準冷房エネルギー消費効率を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できる製品であること。</p>
------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

冷房能力が28kWを超えるもの

水冷式のもの

圧縮用電動機を有しない構造のもの

電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

スポットエアコンディショナー

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの

冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

高气密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

3 配慮事項の については、ユニット型エアコンディショナー(パッケージ用のものを除く。)に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950(電気・電子機

器の特定の化学物質の含有表示方法)に定める方法によること。

- 4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係る基準冷暖房平均エネルギー消費効率

区 分		基準冷暖房平均 エネルギー消費 効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	5.27
	2.5kW 超 3.2kW 以下	4.90
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.65
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.17
	7.1kW 超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.96
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.96
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.20
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.12
	7.1kW 超	3.06
ダクト接続形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 以下	3.02
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.02
	7.1kW 超	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	4.12
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	3.07

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表2について同じ。

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表2について同じ。

3 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第190号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2について同じ。

表2 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係る基準冷房エネルギー消費効率

区 分		基準冷房エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5kW 以下	3.64
	2.5kW 超 3.2kW 以下	3.64
	3.2kW 超 4.0kW 以下	3.08
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.91
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	7.1kW 超	2.81
	4.0kW 以下	2.88
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	7.1kW 超	2.85
	4.0kW 以下	2.72
	4.0kW 超 7.1kW 以下	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	7.1kW 超	2.71
	4.0kW 以下	3.23
	4.0kW 超 7.1kW 以下	3.23
	7.1kW 超	2.47

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7 - 2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

<p>ガスヒートポンプ式冷暖房機</p>	<p>【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が、1.10を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
----------------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 3 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。
- $$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$
- COP : 一次エネルギー換算成績係数
- C_c : 冷房標準能力 (単位 : kW)
- E_{gc} : 冷房ガス消費量 (単位 : kW)
- E_{ec} : 冷房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 10,050kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)
- C_h : 暖房標準能力 (単位 : kW)
- E_{gh} : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)
- E_{eh} : 暖房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 10,050kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)
- 4 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、日本工業規格 B 8627-2 又は B8627-3 の規定する方法により測定する。
- 5 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7 - 3 ストープ

(1) 品目及び判断の基準等

<p>ストーブ</p>	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出された値を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

開放式のもの

ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

半密閉式ガスストーブ

最大の燃料消費量が 4.0 L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ

最大の燃料消費量が 2.75 L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ

表中「 」を記した区分のもの

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

表2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区 分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費 量が 1.5 L/h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費 量が 1.5 L/h を越えるもの	$E = -3.0L + 71.5$

備考) 1 E 及び L は、次の数値を表す。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : %)

L : 最大燃料消費量 (単位 : L/h)

2 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 432 号 (平成 14 年 12 月 27 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のストーブの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

8 . 温水器等

8 - 1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

電気給湯器	<p>【判断の基準】 ヒートポンプ式給湯器であって、成績係数が3.50以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-------	--

備考) 1 成績係数の算出方法は、次式による。

$$\text{成績係数 (COP)} = \text{定格加熱能力} / \text{定格消費電力}$$

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。(単位：kW)

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。(単位：kW)

表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件 (単位：)
外気温度 (DB/WB)	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。(単位：)

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度。(単位：)

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度の電気給湯器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

8 - 2 ガス温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス温水機器	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

貯蔵式湯沸器

業務の用に供するために製造されたもの

ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの

浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの

給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま

表中「 」を記した区分のもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率
ガス温水機器の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
		強制循環式		77.0
	ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）
密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）				77.0
屋外式				
強制通気式		自然循環式		76.1
		強制循環式	屋外式以外のもの	78.8
			屋外式	80.4
ガス暖房機器（給湯付のもの以外）				
ガス暖房機器（給湯付のもの）				83.0

備考） エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第434号（平成14年12月27日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

8 - 3 石油温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

石油温水機器	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

- ポット式バーナー付きふるがま
- 業務の用に供するために製造されたもの
- 薪材を燃焼させる構造を有するもの
- ゲージ圧力 0.1MPa を超える温水ボイラー
- 表中「 」を記した区分のもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
用途	加熱形態	給排気方式 又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オン - オフ制御	87.0
		オン - オフ制御以外のもの	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

- 備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
- 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（日本工業規格 S3031 に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が 200 秒以内のものをいう。
- 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
- 6 「オン - オフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
- 7 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 435 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の石油温水機器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

8 - 4 ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

ガスオープン

業務の用に供するために製造されたもの

ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの

ガスグリル

ガスクッキングテーブル

ガス炊飯器

カセットこんろ

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区 分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

- 備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こんろ部エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第433号(平成14年12月27日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

9 . 照明

9 - 1 蛍光灯照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	<p>【判断の基準】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。 Hf インバータ方式器具であること。 表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

防爆型のもの

耐熱型のもの

防じん構造のもの

耐食型のもの

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

40 形未満の蛍光ランプを使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)

2 高効率白色 LED を用いた照明器具等のエネルギー消費効率を相当程度向上し得る照明器具について、今後の技術開発や市場化の動向を踏まえつつ、品目及び判断の基準等への追加等の検討を行うものとする。

表 蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	79.0
2 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	71.0
3 直管形 40 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるもの	60.5
4 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形 20 形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光灯ランプを用いた卓上スタンド	61.5

備考) 1 「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。

2 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯ランプを用いるものを含む。

3 「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格 C7601 付表 1 に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光灯ランプにあっては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。

4 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 191 号（平成 11 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の蛍光灯照明器具の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9 - 2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

<p>蛍光ランプ (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)</p>	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 高周波点灯専用形 (Hf) であること。 ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 80lm/W 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ．管径は 32.5 (±1.5) mm 以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>電球形状のランプ</p>	<p>【判断の基準】 使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、次のいずれかの要件を満たすこと。 LED ランプである場合は、定格寿命は 30,000 時間以上であること。 LED 以外の電球形状のランプ (電球形蛍光ランプを含む。) である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 40lm/W 以上であること。 イ．電球形蛍光ランプにあっては、水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 ウ．定格寿命は 6,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形状のランプ」は、ソケットにそのまま使用可能であって、フィラメント式ランプの代替となるものとする。
- 2 本項の「LED ランプ」とは、一般照明として使用する LED 使用の電球形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形状のランプとする。
- 3 本項の LED ランプの「定格寿命」とは、初期の光度が 70%まで減衰するまでの時間とする。
- 4 電球形状のランプについては、人感センサー耐点滅寿命、調光機能の付いた回路、非常用照明 (直流電源回路) 等の使用条件を勘案し、人感センサーなど点滅頻度が相当程度高い使用条件等の場合は、必ずしも上記判断の基準によらず、用途に適したランプを選択して使用すること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総量 (本数又は個数) に占める基準を満たす物品の数量 (本数又は個数) の割合とする。

10 . 自動車等

10 - 1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	<p>【判断の基準】</p> <p>新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 燃料電池自動車 ガソリン車</p> <p>ア．乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p>ディーゼル車</p> <p>ア．乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p>LPガス車</p> <p>ア．乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が可能な限り使用されていること。</p> <p>アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</p>
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(ただし、判断の基準のうち から については二輪車を、 から については二輪車及び重量車を除く。)とする。

2 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。))であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。)については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又はの自動車のうち、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/L以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/L以上

表2 ディーゼル乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が1,016kg未満	18.9km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/L以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/L以上

表3 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表4 ガソリン貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	20.2km/L以上
			構造B	17.0km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	18.0km/L以上
			構造B	16.7km/L以上
	手動式以外のもの	703kg以上 828kg未満	構造A	16.5km/L以上
			構造B	15.5km/L以上
		828kg以上	構造A	18.9km/L以上
			構造B	16.2km/L以上
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/L以上
		1,016kg以上		15.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/L以上
		1,016kg以上		13.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満	構造B	12.3km/L以上
				10.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		9.3km/L以上
		1,266kg未満	構造A	12.5km/L以上
			構造B	11.2km/L以上
	1,266kg以上		10.3km/L以上	

備考) 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表5及び6について同じ。

最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

運転者室の前方に原動機を有し、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下表5及び6について同じ。

表5 ディーゼル貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式			17.7km/L以上	
	手動式以外のもの			15.1km/L以上	
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	17.4km/L以上	
			構造B	14.6km/L以上	
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/L以上	
		1,516kg以上		12.5km/L以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満		構造A	14.5km/L以上
				構造B	12.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/L以上	
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8km/L以上	
	1,766kg以上		9.9km/L以上		

表6 LPガス貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上	
			構造B	13.3km/L以上	
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上	
			構造B	13.1km/L以上	
		828kg以上			12.1km/L以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
	構造B			12.7km/L以上	
	703kg以上 828kg未満		構造A	12.9km/L以上	
			構造B	12.1km/L以上	
	828kg以上			11.7km/L以上	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上	
		1,016kg以上		12.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上	
		1,016kg以上		10.8km/L以上	
車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上	
			構造B	9.6km/L以上	
		1,266kg以上1,516kg未満			8.4km/L以上
	1,516kg以上			7.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上	
			構造B	8.8km/L以上	
		1,266kg以上			8.1km/L以上

(2) 目標の立て方

一般公用車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

一般公用車以外の自動車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

ただし、次に掲げる自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)においても目標を立てるものとする。

ア．電気自動車

イ．天然ガス自動車

ウ．メタノール自動車

エ．ハイブリッド自動車

オ．燃料電池自動車

カ．認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあっては表1に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあっては表2に示された区分ごとの燃費基準値を、LPガス乗用自動車にあっては表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

10 - 2 ITS対応車載器

(1) 品目及び判断の基準等

ETC対応車載器	【判断の基準】 ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
カーナビゲーションシステム	【判断の基準】 走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。 走行中の自動車の現在位置・進行方向 周辺の道路交通状況に関する現在情報

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総数（個数）とする。

10 - 3 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

一般公用車用タイヤ	<p>【判断の基準】 転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤであること。 スパイクタイヤでないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の長寿命化に配慮されていること。 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-----------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一般公用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ(スタッドレスタイヤを除く。)であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「一般公用車」とは、通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。)であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。
- 3 「転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤ」とは、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者の従来型製品に比べ転がり抵抗が10%以上低減されているタイヤであって、負荷荷重性能、ブレーキ性能、操縦性能等タイヤの基本性能が確保されているタイヤとする。なお、転がり抵抗の低減率と燃費効率の向上率とは必ずしも同一ではない。
- 4 現段階の転がり抵抗の算出に係る測定条件は、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者が「タイヤ公正取引協議会」に届け出た方法によるものとする。
- 5 判断の基準は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律」(平成2年法律第55号)の趣旨を踏まえたものである。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるタイヤの調達総量(本数)に占める基準を満たす物品の数量(本数)の割合とする。



10 - 4 エンジン油

(1) 品目及び判断の基準等

2 サイクルエンジン油	<p>【判断の基準】 生分解度が28日以内で60%以上であること。 魚類による急性毒性試験の96時間LC₅₀値が100mg/l以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-------------	---

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

OECD (経済協力開発機構) 化学品テストガイドライン

- ・ 301B (CO₂発生試験)
- ・ 301C (修正 MITI () 試験)
- ・ 301F (Manometric Respirometry 試験)

ASTM (アメリカ材料試験協会)

- ・ D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)
- ・ D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、または潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

JIS (日本工業規格)

- ・ K 0102 (工場排水試験方法)
- ・ K 0420-71 シリーズ (10、20、30)

(水質-淡水魚 [ゼブラフィッシュ (真骨類, コイ科)] に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部: 止水法、第2部: 半止水法、第3部: 流水法)

OECD (経済協力開発機構)

- ・ 203 (魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081 (水環境における潤滑油の毒性試験のための標準実施法: サンプル準備及び結果解釈) の方法などを参考に調製されたWAF (水適応性画分) やWSF (水溶解性画分) を試料として使ってもよい。この場合、96 時間LL₅₀ 値が 100mg/l 以上であること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総量 (リットル) に占める基準を満たす物品の数量 (リットル) の割合とする。

1 1 . 消火器

(1) 品目及び判断の基準等

消火器	<p>【判断の基準】 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-----	--

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年9月17日自治省令第27号)」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度の消火器の調達総量(本数)に占める基準を満たす物品の数量(本数)の割合とする。

12. 制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原材料として再生利用されるためのシステムが整っていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
---------------	--

- 備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

13．インテリア・寝装寝具

13 - 1 カーテン

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
------	---

備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテンの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

13 - 2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

タフテッドカーペット	<p>【判断の基準】 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p>
タイルカーペット	<p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原材料として再生利用されるためのシステムが整っていること。</p>
織じゅうたん	
ニードルパンチカーペット	

- 備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）を再生した繊維をいう。
- 2 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 5 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の数量（ m^2 ）の割合とする。

13 - 3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
ふとん	<p>【判断の基準】 ふとん側地又は中わたに使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は中わたの繊維重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>

備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）を再生した繊維をいう。

2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布又はふとんの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の各品目ごとの数量（枚数）の割合とする。

13 - 4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	<p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>木質の場合にあっては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されていること。また、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m²h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>金属を除く主要材料が木質の場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
---------	--

<p>マットレス</p>	<p>【判断の基準】 主要部品(フェルトを除く)に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、ポリエステルを使用している繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。 フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------------	--

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの(手術台、ICUベッド等)については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

4 放散速度が0.02mg/m²h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満たしたもの。

イ. 上記ア.以外の木質材料については、日本工業規格A1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

5 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう(ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。)

6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンスター等)を再生した繊維をいう。

7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

8 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

9 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

10 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している

原木に係る合法性の確認については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

14. 作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体（すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く。）重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること（手首のオーバーロック、ゴム系及びすべり止め塗布加工部分を除く。）</p>
------	---

- 備考) 1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

15. その他繊維製品

15-1 テント・シート類

(1) 品目及び判断の基準等

集会用テント	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ブルーシート	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考） 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目ごとの数量（点数）の割合とする。

15 - 2 防球ネット

(1)品目及び判断の基準等

防球ネット	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又はポリエチレン繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	--

備考) 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又はポリエチレン繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

16. 設備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
太陽熱利用システム	<p>【判断の基準】 給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用や材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
燃料電池	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
生ゴミ処理機	<p>【判断の基準】 バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。</p>

(2) 目標の立て方

太陽光発電システム又は燃料電池にあつては、当該年度における調達による各品目ごとの総設備容量（kW）とする。

太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による総集熱面積（ m^2 ）とする。

太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあつては、当該年度における調達による総設備容量（kW）及び総集熱面積（ m^2 ）とする。

生ゴミ処理機にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む）総量（台数）とする。

17. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。
------	--

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表1

資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	再生骨材等	
			鉄鋼スラグ混入路盤材	

	小径丸太材	間伐材
	混合セメント	高炉セメント
		フライアッシュセメント
	セメント	エコセメント
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	塗料	下塗用塗料（重防食）
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
	土木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）
	園芸資材	バークたい肥
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
	道路照明	環境配慮型道路照明
	タイル	陶磁器質タイル
	建具	断熱サッシ・ドア
	製材等	製材
		集成材
		合板
		単板積層材
	再生木質ボード	パーティクルボード
		繊維板
		木質系セメント板
	ビニル系床材	ビニル系床材

		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
		配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
	衛生器具	自動水栓		
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器		
		水洗式大便器		
	建設機械	-	排出ガス対策型建設機械	表3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
舗装（表層）		路上表層再生工法		
舗装（路盤）		路上再生路盤工法		
法面緑化工法		伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
目的物	舗装	排水性舗装	表5	
		透水性舗装		
	屋上緑化	屋上緑化		

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 建設汚泥から再生された処理土であること。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。

路盤材	再生骨材等	【判断の基準】 コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
セメント	エコセメント	【判断の基準】 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
------------------	-----------	---

備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 吹付けコンクリートであって、 1m^3 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。
塗料	下塗用塗料(重防食)	【判断の基準】 鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	<p>【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="596 815 1369 1545"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>建材廃材（汚泥を除く。）</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材（汚泥を除く。）	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																								
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																								
無機珪砂（キラ）																									
鉄鋼スラグ																									
非鉄スラグ																									
鋳物砂																									
陶磁器屑																									
石炭灰																									
建材廃材（汚泥を除く。）																									
廃ガラス																									
製紙スラッジ																									
アルミスラッジ																									
磨き砂汚泥																									
石材屑																									
都市ごみ焼却灰		溶融スラグ化																							
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																								
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																								
湖沼等の汚泥																									

	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。 再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="596 864 1370 974"> <tr> <td>再生材料の原料となるものの分類区分</td> <td>前処理方法</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td></td> </tr> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥													
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																			
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																			
下水道汚泥																				
土木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）	<p>【判断の基準】 再生材料を用いた防砂シート、吸出防止材のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品等を原料として再生されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 50%以上使用されていること。</p>																		
園芸資材	バークたい肥	<p>【判断の基準】 以下の基準を満たすこと。</p> <table border="0" data-bbox="596 1308 1370 1686"> <tr> <td>・有機物の含有率（乾物）</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>・炭素窒素比〔C/N比〕</td> <td>35以下</td> </tr> <tr> <td>・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）</td> <td>70meq/100g以上</td> </tr> <tr> <td>・pH</td> <td>5.5～7.5</td> </tr> <tr> <td>・水分</td> <td>55～65%</td> </tr> <tr> <td>・幼植物試験の結果</td> <td>生育阻害その他異常が認められない</td> </tr> <tr> <td>・窒素全量〔N〕（現物）</td> <td>0.5%以上</td> </tr> <tr> <td>・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物）</td> <td>0.2%以上</td> </tr> <tr> <td>・加里全量〔K₂O〕（現物）</td> <td>0.1%以上</td> </tr> </table>	・有機物の含有率（乾物）	70%以上	・炭素窒素比〔C/N比〕	35以下	・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq/100g以上	・pH	5.5～7.5	・水分	55～65%	・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない	・窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上	・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上	・加里全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上
・有機物の含有率（乾物）	70%以上																			
・炭素窒素比〔C/N比〕	35以下																			
・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq/100g以上																			
・pH	5.5～7.5																			
・水分	55～65%																			
・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない																			
・窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上																			
・りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上																			
・加里全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上																			
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>【判断の基準】 製品に含まれる有害化学物質の含有量（割合）が下記の数値以下であること。</p> <table border="0" data-bbox="596 1816 951 2036"> <tr> <td>ひ素</td> <td>0.005%</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.0005%</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>0.0002%</td> </tr> <tr> <td>ニッケル</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01%</td> </tr> </table>	ひ素	0.005%	カドミウム	0.0005%	水銀	0.0002%	ニッケル	0.03%	クロム	0.05%	鉛	0.01%						
ひ素	0.005%																			
カドミウム	0.0005%																			
水銀	0.0002%																			
ニッケル	0.03%																			
クロム	0.05%																			
鉛	0.01%																			

		<p>その他の制限事項</p> <p>ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料が使用されたものであること。</p> <p>イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>ウ．有機物の含有率（乾物） 35%以上</p> <p>エ．炭素窒素比〔C/N比〕 20以下</p> <p>オ．pH 8.5以下</p> <p>カ．水分 50%以下</p> <p>キ．窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上</p> <p>ク．りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上</p> <p>ケ．アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）</p>
--	--	--

備考)「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される当該肥料を含む。

道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】</p> <p>高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>
------	-----------	--

<p>タイル</p>	<p>陶磁器質 タイル</p>	<p>【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。 再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>【配慮事項】 重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="603 815 1366 1648"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材（汚泥を除く。）</td> </tr> <tr> <td>廃ゴム</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材（汚泥を除く。）	廃ゴム	廃ガラス	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材（汚泥を除く。）																											
廃ゴム																											
廃ガラス																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											
<p>建具</p>	<p>断熱サッシ・ドア</p>	<p>【判断の基準】 建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p>																									

製材等	製材	<p>【判断の基準】 間伐材、林地残材又は小径木であること。 以外の場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当って生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。</p> <p>【配慮事項】 原料として使用される原木（間伐材、林地残材、小径木を除く。）は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
	集成材 合板 単板積層材	<p>【判断の基準】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。 以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は、小径木以外の木材にあつては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断の基準の は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

再生木質 ボード	パーティクル ボード 繊維板 木質系セメン ト板	<p>【判断の基準】 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。) 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
-------------	--	---

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。

2 木質及び紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。 断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。 ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80% 以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85% 以上であること。</p> <p>【配慮事項】 発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p>
照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】 連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</p>
変圧器	変圧器	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。</p>

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

絶縁材料としてガスを使用するもの

H種絶縁材料を使用するもの

スコット結線変圧器

3以上の巻線を有するもの

柱上変圧器

単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの

三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの

樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの

定格二次電圧が100V未滿のもの又は600Vを超えるもの

風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種類	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単相	50Hz		$E = 15.3S^{0.696}$
		60Hz		$E = 14.4S^{0.698}$
	三相	50Hz	500kVA以下	$E = 23.8S^{0.653}$
			500kVA超	$E = 9.84S^{0.842}$
		60Hz	500kVA以下	$E = 22.6S^{0.651}$
			500kVA超	$E = 18.6S^{0.745}$
モールド変圧器	単相	50Hz		$E = 22.9S^{0.647}$
		60Hz		$E = 23.4S^{0.643}$
	三相	50Hz	500kVA以下	$E = 33.6S^{0.626}$
			500kVA超	$E = 24.0S^{0.727}$
		60Hz	500kVA以下	$E = 32.0S^{0.641}$
			500kVA超	$E = 26.1S^{0.716}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率(単位：W)
 S：定格容量(単位：kVA)
 4 表の規定は、日本工業規格C 4304及びC 4306並びに日本電機工業会規格1474及び1475に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10(モールド変圧器にあっては1.05)を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率の算定は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第438号(平成14年12月27日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 冷房の成績係数が1.05以上であること。
-------	--------	---------------------------------

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が25kW以上のものとする。
 2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、日本工業規格B 8622による。

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 氷蓄熱槽を有していること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷房の成績係数が2.15以上であること。
-------	----------	--

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。

- 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW・h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW・h)}}$$

氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当り平均負荷率（時間当りのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	-
	定格冷房蓄熱	-	-	25	-

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7 で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力(ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。)を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位：

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	-
	定格冷却蓄熱	25	-

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表 2 に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
-------	--------------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

2 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

C_c：冷房標準能力（単位：kW）

E_{gc}：冷房ガス消費量（単位：kW）

E_{ec}：冷房消費電力（単位：kW）を1kWhにつき10,050kJとして1次エネルギーに換算した値（単位：kW）

C_h：暖房標準能力（単位：kW）

E_{gh}：暖房ガス消費量（単位：kW）

E_{eh}：暖房消費電力（単位：kW）を1kWhにつき10,050kJとして1次エネルギーに換算した値（単位：kW）

3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格B8627-2又はB8627-3の規定する方法に準拠して測定する。

4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

ビニル系床材	ビニル系床材	【判断の基準】 再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。 【配慮事項】 工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。
--------	--------	--

備考) JISA5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号PFに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	<p>【判断の基準】 建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。 建物屋内の通気用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>
-----	------------------	--

備考)「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用及び建物屋内の通気用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

衛生器具	自動水栓	<p>【判断の基準】 電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。</p>
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	<p>【判断の基準】 洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。</p>
	水洗式大便器	<p>【判断の基準】 洗浄水量が10.5L/回以下であること。</p>

備考) 本項の判断の基準の対象とする「水洗式大便器」は、洋風便器とする。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																																																								
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】 搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1" data-bbox="435 555 1350 768"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kWh)</th> <th>NOx (g/kWh)</th> <th>CO (g/kWh)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5~15kW 未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15~30kW 未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30~272kW 以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kWh)	NOx (g/kWh)	CO (g/kWh)	黒煙 (%)	7.5~15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15~30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30~272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																				
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kWh)	NOx (g/kWh)	CO (g/kWh)	黒煙 (%)																																																					
7.5~15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																																																					
15~30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																																																					
30~272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																																					
低騒音型建設機械	<p>【判断の基準】 建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表2)</p> <table border="1" data-bbox="416 981 1369 1984"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力 (kW)</th> <th>騒音基準値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バックホウ</td> <td>P < 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td></td> <td>206 P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td></td> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>バイプロハンマー</td> <td></td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機</td> <td>P < 55</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table>	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P < 55	102	55 P < 103	105	103 P	105	バックホウ	P < 55	99	55 P < 103	104	103 P < 206	106		206 P	106	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P < 206	107		206 P	107	トラクターショベル	P < 55	102	55 P < 103	104	103 P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	55 P < 103	103	103 P < 206	107	206 P	107	バイプロハンマー		107	油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98	55 P < 103	102	103 P	104
機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																																							
ブルドーザー	P < 55	102																																																							
	55 P < 103	105																																																							
	103 P	105																																																							
バックホウ	P < 55	99																																																							
	55 P < 103	104																																																							
	103 P < 206	106																																																							
	206 P	106																																																							
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100																																																							
	55 P < 103	104																																																							
	103 P < 206	107																																																							
	206 P	107																																																							
トラクターショベル	P < 55	102																																																							
	55 P < 103	104																																																							
	103 P	107																																																							
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100																																																							
	55 P < 103	103																																																							
	103 P < 206	107																																																							
	206 P	107																																																							
バイプロハンマー		107																																																							
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98																																																							
	55 P < 103	102																																																							
	103 P	104																																																							

	アースオーガー		P < 55	100
		55	P < 103	104
		103	P	107
	オールケーシング掘削機		P < 55	100
		55	P < 103	104
		103	P < 206	105
		206	P	107
	アースドリル		P < 55	100
		55	P < 103	104
		103	P	107
	さく岩機(コンクリートブ レーカー)			106
	ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー		P < 55	101
		55	P	104
コンクリートポンプ(車)		P < 55	100	
	55	P < 103	103	
	103	P	107	
コンクリート圧砕機		P < 55	99	
	55	P < 103	103	
	103	P < 206	106	
	206	P	107	
アスファルトフィニッシ ャー		P < 55	101	
	55	P < 103	105	
	103	P	107	
コンクリートカッター			106	
空気圧縮機		P < 55	101	
	55	P	105	
発動発電機		P < 55	98	
	55	P	102	

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 再生処理土からの有害物質の溶出については、土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。
舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断の基準】 既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置で表層を再生する工法であること。

備考）専用機械を利用した連続施工が可能である現場において使用するものとする。

舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。
--------	----------	--

備考）舗装計画交通量 1000（単位：1日につき台）未満の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。
--------	-----------------------	--

表5【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。</p>

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。</p>
----	-------	--

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	<p>【判断の基準】</p> <p>植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。</p>
------	------	--

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

18. 役務

18-1 省エネルギー診断

(1) 品目及び判断の基準

省エネルギー診断	【判断の基準】 省エネルギー診断の具体的項目に応じて、表1に掲げる技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者又はこれらの者を使用する法人が、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等の稼働状況並びにエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修及び運用改善について表2の内容を含む提案が行われるものであること。
----------	--

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士（熱、電気）
建築設備士

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する省エネルギー診断の総件数及び対象となりうる施設等の具体的範囲を示すこととする。

18 - 2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】 印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。（ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。） 古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等が使用されていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。） ・プラスチック類（紙のコーティング又はラミネートに使用するものを除く。） ・布類、不織布 ・樹脂含浸紙（水溶性のものを除く。） 硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。） 合成紙、インディアペーパー ・UVインキ（フォーム印刷に用いる場合又はハイブリッドUVインキを除く。） 発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。） 金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く。） ・立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたもの。） ・芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等） <p>オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーボン紙、ノーカーボン紙 ・ビニル又はポリエチレン等のラミネート紙 ・感熱紙、芳香紙 <p>原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（CTP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。

2 「芳香族成分」とは、日本工業規格 K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

18 - 3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	<p>【判断の基準】 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 繰り返し利用できる食器が使われていること。</p> <p>【配慮事項】 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。</p>
----	--

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。

18 - 4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生	<p>【判断の基準】 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p>【配慮事項】 ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------	---

備考) 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とする「更生タイヤ」とは、日本工業規格 D4202 に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又は D6401 に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生（自動車整備の一部として調達されるものを含む。）の総件数とする。

18 - 5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

自動車整備	<p>【判断の基準】 自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車整備」は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）に限る。
- 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（但し、二輪車は除く。）をいう。
- 3 自動車リサイクル部品は、部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合もあるため、調達目標の設定及び自動車整備の発注においては、これらの状況に配慮し、新品部品のみによる整備を無理に排除しないものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする。

18 - 6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>庁舎管理</p> <p>清掃</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>< 共通事項 > 庁舎管理又は清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>< 個別事項 > 庁舎管理 空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況を集計し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提案が行われるものであること。</p> <p>清掃 ア．洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。 イ．ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>庁舎管理に空気調和設備のメンテナンスを含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏洩の防止及び充填等作業に伴う大気放出の抑制に努めること。 清掃に用いる洗剤、ワックス等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ごみの回収量を毎月集計し、前月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提案を行い改善に努めること。 補充品等は、過度な補充を行わないこと。 庁舎管理又は清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。</p>
-----------------------	--

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する庁舎管理業務及び清掃業務の総件数に占める基準を満たす庁舎管理業務及び清掃業務の件数の割合とする。

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100 8975 東京都千代田区霞ヶ関1 2 2

グリーン購入担当

TEL : 03-3581-3351(Ext. 6270)

FAX : 03-3580-9568 E-MAIL : gpl@env.go.jp

HOME PAGE

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>